

平成 18 年 8 月 2 日

各 位

会社名	機動建設工業株式会社		
代表者名	代表取締役会長兼社長	桐野誠和	
	(コード番号:1774 大証 2 部)		
代表者名	専務取締役統轄本部長	川上耕司	
電話番号	06-6458-5461 (代)		

定款の一部変更に関するお知らせ

記

当社は、平成 18 年 8 月 2 日開催の取締役会において、下記のとおり「定款の一部変更の件」を平成 18 年 8 月 18 日開催予定の当社第 64 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 変更の理由

会社法（平成17年法律第86号）ならびに会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）および会社計算規則（同第13号）が平成18年5月1日に施行されたこと等に伴い、以下の理由により、定款を変更するものであります。

(1) 取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を置く旨の規定（変更案第17条、第27条、第36条）

株券を発行する旨の規定（変更案第6条）

株主名簿管理人を置く旨の規定（変更案第9条）

上記の各規定について新設または所要の変更を行うものであります。

(2) 効率的な公告方法として電子公告を採用するものであります。（変更案第4条）

(3) 経営環境の変化に対応した機動的な資金調達の実行を可能にするため発行可能株式総数を拡大するものであります。（変更案第5条）

(4) 単元未満株式の行使できる権利を明確に定めるものであります。（変更案第8条）

(5) 充実した情報開示を行うことができるよう、参考書類等のインターネット開示に関する規定を新設するものであります。（変更案第15条）

(6) 株主総会の適正かつ円滑な運営のため会社法の規定により代理人の人数を制限するものであります。（変更案第16条第1項）

(7) 経営環境の変化に対応した経営体制を機動的に構築できるよう取締役の員数を減員するものであります。（変更案第18条）

(8) 取締役会を機動的に運営するため、その決議について、書面または電磁的記録によりその承認を行うことができるよう、変更案第23条第2項を新設するものであります。

(9) 現行定款第24条（取締役の責任免除）および第34条（監査役の責任免除）に関する規定を変更案第40条（損害賠償責任の一部免除）に移設するとともに、同規定第1項において、会社法施行により会計監査人の責任免除に関する規定を設けることが可能になったことから、会計監査人の当会社に対する責任を法令の定める範囲で免除することができるものとし、同規定第2項において会計監査人との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定を追加するものであります。

(10) 上記のほか、会社法に基づく株式会社として必要な規定の加除・修正および移設など、全般に亘って所要の変更を行うものであります。

(11) 上記の各変更に伴う条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
<p>第 1 条 当社は機動建設工業株式会社と称する。 英 文 名 で は KIDOH CONSTRUCTION CO., LTD.と表示する。</p>	<p><u>(商号)</u> 第 1 条 当社は、機動建設工業株式会社と称する。 英 文 名 で は KIDOH CONSTRUCTION CO., LTD.と表示する。</p>
<p>第 2 条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 土木・建築その他各種工事の設計、監督および請負 2. 土木・建築材料、建設機械器具の売買および賃貸 3. 不動産の売買、仲介、賃貸、管理ならびに不動産の活用に関するコンサルタント業務 4. 舗装工事の請負 5. 有価証券の取得、保有および運用 6. 企業の合併、提携、営業権の譲渡等の調査、企画ならびにそれらの斡旋、仲介およびコンサルタント業務 7. 前各号に附帯する一切の業務およびこれを助成する業務 	<p><u>(目的)</u> 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. (現行どおり) 2. (現行どおり) 3. (現行どおり) 4. (現行どおり) 5. (現行どおり) 6. (現行どおり) 7. (現行どおり)
<p>第 3 条 当社は本店を大阪市に置く。</p>	<p><u>(本店の所在地)</u> 第 3 条 当社は、本店を大阪市に置く。</p>
<p>第 4 条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p>	<p><u>(公告方法)</u> 第 4 条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して公告する。</u></p>
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
<p>第 5 条</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 当社の発行する株式の総数は、<u>4,600</u>万株とする。 ② 当社の 1 単元の株式の数は、<u>1,000</u>株とする。 ③ 当社は、1 単元の株式の数に満たない株式に係る株券を発行しない。 	<p><u>(発行可能株式総数)</u> 第 5 条 当社の発行可能株式総数は、<u>8,000</u>万株とする。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
(新設)	<p><u>(株券の発行)</u> 第 6 条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p>
(新設)	<p><u>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</u> 第 7 条</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 当社の単元株式数は、<u>1,000</u>株とする。 ② 当社は、単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第6条 当社は商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</p> <p>第7条</p> <p>① 当社は株式につき名義書換代理人をおく。</p> <p>② 名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</p> <p>③ 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ)及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、株券喪失登録、単元未満株式の買取り、実質株主名簿の作成、実質株主通知の受理、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取り扱わせ、当社においてはこれを取り扱わない。</p> <p>第8条 当社の株券の種類、株式の名義書換、株券喪失登録、単元未満株式の買取り、実質株主名簿の作成、実質株主通知の受理、その他株式に関する取扱い及び手数料については、取締役会で定める株式取扱規則による。</p> <p>第9条</p> <p>① 当社は毎年5月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主(実質株主を含む。以下同じ)をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>② 前項、その他定款に別段の定めがある場合を除き、必要のある場合には、取締役会の決議により予め、公告して臨時に基準日を定めることができる。</p>	<p>(単元未満株式の権利)</p> <p>第8条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することはできない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 当社は、株主名簿管理人を置く。 ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 ③ 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。 <p>(株式取扱規則)</p> <p>第10条 当社の株券の種類、株主の氏名等株主名簿記載事項の変更、単元未満株式の買取り請求の取扱い、その他株式に関する手続並びに手数料は、取締役会で定める株式取扱規則による。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第10条 定時株主総会は、毎年6月1日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要に応じこれを招集する。</p> <p>第11条</p> <p>① 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、取締役社長がこれを招集しその議長となる。</p> <p>② 取締役社長に事故あるときは、予め取締役会で定めた順序により他の取締役がこれにあたる。</p> <p>第12条</p> <p>① 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席株主の議決権の過半数をもってこれを決する。</p> <p>② 商法第343条の規定によるべき決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを決する。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第13条</p> <p>① 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人としてその議決権を行使することができる。</p> <p>② 前項の株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(基準日)</p> <p>第11条 当会社は、毎年5月31日の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>(招集の時期)</p> <p>第12条 定時株主総会は、毎年8月に招集し、臨時株主総会は必要に応じこれを招集する。</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、取締役社長がこれを招集しその議長となる。取締役社長に事故あるときは、予め取締役会で定めた順序により他の取締役がこれにあたる。</p> <p>(決議要件)</p> <p>第14条</p> <p>① 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(参考書類等のインターネット開示)</p> <p>第15条 当会社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類及び事業報告に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第16条</p> <p>① 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。</p> <p>② 前項の株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会 (新設)</p> <p>第14条 当社の取締役は、<u>30</u>名以内とする。</p> <p>第15条 ① <u>取締役は、株主総会において選任する。</u></p> <p>② <u>取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>③ <u>取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。</u></p> <p>第16条 ① <u>取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとする。</u></p> <p>② <u>補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべきときまでとする。</u></p> <p>第17条 ① <u>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、その議長となる。</u></p> <p>② <u>会長が欠員または事故あるときは、予め取締役会で定めた順序により他の取締役がこれにあたる。</u></p> <p>第18条 ① <u>取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日より3日前までに発するものとする。</u> <u>但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>② <u>取締役および監査役の前員の同意あるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</u></p> <p>第19条 <u>取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもってこれを決する。</u></p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会 <u>(取締役会の設置)</u></p> <p>第17条 <u>当社は、取締役会を置く。</u></p> <p><u>(員数)</u> 第18条 当社の取締役は、<u>12</u>名以内とする。</p> <p><u>(選任)</u> 第19条 (削除)</p> <p>① <u>取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>② (現行どおり)</p> <p><u>(任期)</u> 第20条 ① <u>取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>② <u>補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p><u>(取締役会の招集権者および議長)</u> 第21条 <u>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、その議長となる。取締役会長が欠員または事故あるときは、予め取締役会で定めた順序により他の取締役がこれにあたる。</u></p> <p><u>(取締役会の招集通知)</u> 第22条 ① <u>取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日より3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>② <u>取締役および監査役の前員の同意あるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p><u>(取締役会の決議)</u> 第23条 ① <u>取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第20条 ① <u>代表取締役は、取締役会の決議によりこれを定める。</u></p> <p>② <u>取締役会の決議により会長、副会長、社長各1名、副社長、専務取締役および常務取締役各若干名をおくことができる。</u></p> <p>第21条 <u>取締役会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印して当社に保存する。</u></p> <p>第22条 <u>取締役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会の定める取締役会規程による。</u></p> <p>第23条 <u>取締役の報酬は、株主総会の決議により定める。</u></p> <p>第24条 ① <u>当社は、商法第266条第12項の規定により、取締役会の決議をもって同条第1項第5号の行為に関する取締役(取締役であったものを含む)の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>② <u>当社は、商法266条第19項の規定により、社外取締役との間に同条第1項第5号の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u> <u>但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定められた金額または法令が定める額のいずれか高い額とする。</u></p>	<p>② <u>取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第24条 ① <u>取締役会は、取締役の中から代表取締役を選定する。</u></p> <p>② <u>取締役会の決議により取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第25条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第26条 <u>取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u> (削除)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="422 219 742 280">第5章 監査役および監査役会 (新設)</p> <p data-bbox="354 409 810 470">第25条 当社の監査役は、6名以内とする。</p> <p data-bbox="354 539 810 757">第26条 ① 監査役は、株主総会において選任する。 ② 監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p data-bbox="354 797 810 891">第27条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結のときまでとする。</p> <p data-bbox="555 958 614 987">(新設)</p> <p data-bbox="354 1120 810 1180">第28条 監査役は、その互選により常勤の監査役を定める。</p> <p data-bbox="354 1247 810 1496">第29条 ① 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の<u>必要がある</u>時は、この期間を短縮することができる。 ② 監査役全員の同意ある時は、招集手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</p> <p data-bbox="354 1563 810 1655">第30条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数で行う。</p> <p data-bbox="354 1695 810 1816">第31条 <u>監査役会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名押印して当社に保存する。</u></p> <p data-bbox="354 1856 810 1946">第32条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	<p data-bbox="901 219 1220 280">第5章 監査役および監査役会 <u>(監査役および監査役会の設置)</u></p> <p data-bbox="837 286 1295 347">第27条 <u>当社は、監査役および監査役会を置く。</u></p> <p data-bbox="849 383 909 412"><u>(員数)</u></p> <p data-bbox="837 418 1129 448">第28条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="849 510 909 539"><u>(選任)</u></p> <p data-bbox="837 546 1295 696">第29条 <u>監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p data-bbox="849 770 909 799"><u>(任期)</u></p> <p data-bbox="837 806 1295 1055">第30条 ① 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会終結の<u>時</u>までとする。 ② <u>補欠によって選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p data-bbox="849 1090 981 1120"><u>(常勤監査役)</u></p> <p data-bbox="837 1126 1295 1187">第31条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤監査役を選定する。</u></p> <p data-bbox="849 1223 1069 1252"><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p data-bbox="837 1258 1295 1435">第32条 ① 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の<u>必要の場合に</u>、この期間を短縮することができる。 ② (現行どおり)</p> <p data-bbox="849 1538 1029 1568"><u>(監査役会の決議)</u></p> <p data-bbox="837 1574 1129 1603">第33条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="1034 1695 1093 1724">(削除)</p> <p data-bbox="849 1827 997 1856"><u>(監査役会規程)</u></p> <p data-bbox="837 1863 1129 1892">第34条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第33条 監査役の報酬は、株主総会の決議により定める。</p>	<p>(報酬等) 第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。</p>
<p>第34条 当社は、<u>商法第280条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役（監査役であったものを含む）の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設) (新設)</p>	<p>第6章 会計監査人 (会計監査人の設置)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第36条 当社は、<u>会計監査人を置く。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(選任方法) 第37条 <u>会計監査人は株主総会で選任する。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(任期) 第38条 ① <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>② <u>前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(報酬等) 第39条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>第7章 取締役、監査役および 会計監査人の責任免除</p>
<p>(新設)</p>	<p>(損害賠償責任の一部免除) 第40条 ① <u>当社は、取締役会の決議をもって、取締役（取締役であった者を含む。）、監査役（監査役であった者を含む。）および会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の当社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>② <u>当社は、社外取締役、社外監査役および会計監査人との間に、当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、社外取締役については100万円以上、社外監査役については100万円以上、会計監査人については1,000万円以上であらかじめ定められた金額または法令が定める金額のいずれか高い額とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
第 <u>6</u> 章 計 算	第 <u>8</u> 章 計 算
<p>第<u>35</u>条 当会社の<u>営業年度</u>は毎年6月1日から翌年5月31日までとし、<u>5月31日</u>を決算期日とする。</p> <p>第<u>36</u>条 利益配当金は、毎年5月31日現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録質権者に対し、これを支払う。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第<u>37</u>条 当会社は、取締役会の決議により毎年11月30日現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録質権者に対し、<u>中間配当 (商法293条の5の規定による金銭の分配をいう)</u>を行うことができる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第<u>38</u>条 利益配当金及び中間配当金は、支払確定の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。</p>	<p>(<u>事業年度</u>)</p> <p>第<u>41</u>条 当会社の<u>事業年度</u>は毎年6月1日から翌年5月31日までとする。</p> <p>(<u>剰余金の配当</u>)</p> <p>第<u>42</u>条</p> <p>① <u>株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</u></p> <p>② <u>前項のほか、取締役会の決議により、毎年11月30日の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>(<u>自己株式の取得</u>)</p> <p>第<u>43</u>条 <u>取締役会の決議により、市場取引等による自己の株式の取得を行うことができる。</u></p> <p>(<u>配当金の除斥期間</u>)</p> <p>第<u>44</u>条 <u>期末配当金および中間配当金が支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日
定款変更の効力発生日

平成18年8月18日 (金曜日)
平成18年8月18日 (金曜日)

以上